

## 老人居宅介護等事業喜久寿苑 訪問介護サービス利用料金

令和元年10月1日改定

身体介護サービスに 要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増す毎に)
1回あたりの サービス負担額	1割負担	245円	366円	581円	848円
	2割負担	490円	732円	1,161円	1,695円
	3割負担	734円	1,098円	1,742円	2,542円

生活介護サービスに 要する時間	20分以上45分未満	45分以上
1回あたりのサービス負担額	1割負担	328円
	2割負担	656円
	3割負担	984円

☆身体介護中心である指定訪問介護を行った後に、引き続き所要時間20分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったときの料金は以下の通りです。

身体介護中心型に引き続いて行う 生活援助中心型の訪問介護の所要時間	20分以上45分未満	45分以上70分未満
1回あたりのサービス負担額	1割負担	559円
	2割負担	1,117円
	3割負担	1,675円

加算区分	算定の要件	自己負担額	
初回加算	初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合や他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問をした場合に算定します	1割負担	267円
		2割負担	534円
		3割負担	801円
緊急時 訪問介護加算	利用者やその家族から要請を受けて、サービス提供責任者又は他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に算定します。	1割負担	134円
		2割負担	267円
		3割負担	401円

☆ 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記金額は、基本サービス費・各加算費に介護職員処遇改善加算Ⅰ※の13.7%と介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ※の6.3%を乗じた金額が含まれています。

(処遇改善加算とは…介護職員の処遇改善に伴う加算)

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

\* 2人の訪問介護員でサービスを行う場合(例)

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などがみられる方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更がある場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。